

令和6年2月26日

第8回村上市農業委員会会議録

第8回村上市農業委員会総会を令和6年2月26日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	5番	遠山和孝
6番	遠藤俊樹	7番	斎藤博
8番	稲葉浩之	9番	阿部正一
11番	板垣栄一	12番	船山寛
13番	島田幸男	14番	田村昭一
15番	佐藤裕介	16番	加藤孝平
17番	佐藤健吉	18番	大倉毅
19番	富樫与志栄	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

4番	高橋大亮	10番	佐藤昌夫
----	------	-----	------

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局副参事	近藤和久

中村次長

それでは、ただいまから第8回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号4番、高橋大亮委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

中村次長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議席番号15番、佐藤裕介委員、議席番号16番、加藤孝平委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを次長から報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

議案書の1ページお開きください。番号1、申請人〇〇〇〇、土地につきましては20筆、8,249平米。申請事由としましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、〇〇〇〇は現在山林化しており、それ以外の農地は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、次のページ、2ページを御覧ください。番号2、申請人〇〇〇〇、土地につきましては9筆、4,556平米。申請事由としましては、申請地は令和4年8月の豪雨災害により被災したため、農地への復旧は予定していない。

続きまして、位置を説明いたします。右のページ御覧ください。番号1の案件でございます。図面中段左側に山屋集落がございます。昨年11月に開催いたしました合同農地パトロールの際に鳥獣被害の発生状況の現地確認を行った場所となります。図面下段左側から右側に太線で囲まれている20筆が今回の申請地となっています。

次のページ、4ページを御覧ください。図面中段左側にある集落が朝日中野集落です。集落の中を通り、図面右上方向へ通っているのが県道薦川中原線です。また、図面右上にある集落が猿

田集落となっています。猿田集落の脇を通り、図面下段、右下方向へ流れているのが薦川です。その川沿いに太線で囲まれているところが申請箇所です。

報告は以上です。

石山会長

今ほどの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、5ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与の案件が1件、売買が4件、合わせまして5件でございます。

それでは、番号1番、贈与の案件からご説明申し上げます。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積807平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちら弟さんから相続受けた農地なのですが、ご実家のほうには誰もいないため、現在耕作されている方に贈与したいものでございます。

番号2番からが売買の案件になります。番号2番、譲渡人〇〇〇〇ほか3名、ほか3名はご兄弟の方でございます。譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積418平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積202平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積321平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ、番号5番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積49平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。右側、7ページ御覧ください。こちらページの下側が四日市集落、上が朝日地区の古渡路集落でございます。四日市集落と古渡路集落の間に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号1番の箇所でございます。

ページをめくっていただきまして、8ページになります。こちら瀬波地区です。ページの右上

に瀬波小学校がございます。ページの中央下側に瀬波保育園がございます。ページ中央のやや左側に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。

続きまして、9ページです。こちら岩船地区になります。ページの上側が岩船小学校でございます。ページのほぼ中央に太く囲った1筆がございますが、こちらが議案第1号、番号3番の位置図になります。

ページめくっていただきまして、10ページです。こちら神林地区、七湊地内でございます。ページ右側にはJR羽越本線、また七湊の運動公園が広がっております。ページ左側に向かいますと、村上市民ふれあいセンター方面でございます。ページ中央やや左側、湊神社近くの県道岩船港線沿いに太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

11ページでございます。こちらは、朝日地区の塩野町地内でございます。ページ右側に大須戸川流れております。ページ中央に国道7号が南北に走っております。国道の左側で、ページ中央やや左側に小さく囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

中村次長

12ページ御覧いただきたいと思っております。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

1番、2番は同一箇所なのですけれど、この案件は令和4年11月の定例会において、一時転用許可を得た案件と同じ場所、同じ目的の関係でございます。期間が令和5年11月30日までの許可

となっております、今回再申請することになりました。

番号1、貸人〇〇〇〇、相続人代表〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、土地につきましては3筆、1,848平米、転用目的は資材運搬用ヘリポート敷地、契約といたしましては賃貸借、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用で、利用期間は許可日から令和6年8月30となっております。

続きまして、下段、番号2、貸人〇〇〇〇、相続人代表〇〇〇〇、借人は1番と同じでございます。土地につきましては1筆、868平米、転用目的以降は対価を除いて同じなので、省略させていただきます。対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、位置について説明いたします。隣のページ御覧ください。図面中段左側に小俣集落があります。図面中段の左から右に通っているのが県道山北関川線でございます。県道と平行に流れているのが小俣川、図面右下、県道沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いします。

3番、菅原委員。

菅原隆雄委員

議案第2号、番号1、2について現地調査に行ってきたので、報告します。

この案件は事務局の説明どおり、昨年11月に許可を受けたものの、令和4年度の豪雨により災害復旧工事を優先することになり、事業を計画どおりに作業を進めることができなくなったものです。昨年度の11月に現地調査をしていることから、今回は2月5日10時に現地集合で、事務局、中村次長と私の2人で実施しました。現地を確認したところ、昨年度の確認した状況と変わりはありませんでした。〇〇〇〇職員と協議した結果は、今回も許可相当と判断しました。皆様の審議よろしくをお願いします。

石山会長

それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

小田副参事

それでは、14ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が3件、賃貸借の設定が89件、その後売買の案件が6件ございます。最後に、その後、農地中間管理機構の案件についてご説明をさせていただきます。

それでは、番号1番からです。番号1番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田9筆、地積12,898平米、使用貸借で、期間は1年間、再設定の案件で、改良区費は貸人負担でございます。

以降、番号3番までが使用貸借の案件でございます。

番号4番からが賃貸借の案件でございます。番号4番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田5筆、地積7,940平米、賃借権の設定、期間は11年間、賃借料が10アール当たり〇〇〇〇円、再設定で、改良区費は借人負担でございます。

以降、36ページ、番号92番までが賃借権の設定でございます。

それでは、37ページの番号93番から御覧ください。こちらから売買の案件でございます。番号93番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,459平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号94番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,667平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号95番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,923平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号96番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田2筆、地積6,279平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページをめくっていただきまして、番号97番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、2,776平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号98番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田4筆、地積3,264平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置の説明をいたします。40ページ御覧ください。こちら朝日地区でございます。ページ中央を南北に日本海沿岸東北自動車道が走っております。右側に見えますのが岩沢集落でございます。下段に三面川が流れておりまして、左上には高根川が流れています。ページの左側、高根川の下側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第3号、番号93番の位置図になります。

続きまして、右側の41ページ御覧ください。こちら朝日地区でございます。早稲田集落です。

右下に国道7号が走っておりまして、早稲田集落の左側になります。タカムラ鶏園の下側に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第3号、番号94番の位置図でございます。

42ページでございます。こちら朝日地区、塩野町集落でございます。ページの右側に大須戸川が流れておりまして、ページ中央に国道7号が走っております。左側に塩野町川が流れておりまして、その塩野町川と国道7号の間に太く囲った1筆でございます。こちらが議案第3号、番号95番の位置図でございます。

続きまして、43ページでございます。朝日地区でございます。右側に見えるのが大須戸集落でございます。ページ中央に国道7号走っております。国道の左側に2筆太く囲っている箇所がございますが、こちらが議案第3号、番号96番の位置図でございます。

44ページをご覧ください。こちら山北地区の北中集落でございます。ページ中央に国道7号、ちょうどカーブしているところでございます。北中集落の左側、国道7号の上側でございます。太く囲った場所がございます。こちらが議案第3号、番号97番の位置図でございます。

最後ですが、45ページです。こちら山北地区の越沢集落でございます。ページ左側に向かいますと寒川集落でございます。ページの中央を東西に主要地方道山北朝日線と蒲萄川が流れております。道路と川沿いに4筆、太く囲った箇所がございます。こちらが議案第3号、番号98番の位置図でございます。

続きまして、中間管理機構のご説明をさせていただきます。

近藤副参事

続きまして、46ページ御覧ください。ここから農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。今回は、賃貸借12件です。

番号99番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積491平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号100番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号99番と同様でございます。

ここから48ページ、番号110番までが農地中間管理事業による利用権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号23番から32番まで審議いたしますので、議席番号15番、佐藤委員、議事に参与できませんので、退席願います。

(15番 佐藤裕介君退席)

石山会長

それでは、番号23番から32番までにつき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

石山会長

異議なしの声もありますが、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号23番から32番まで承認することに決定いたしました。

(15番 佐藤裕介君着席)

石山会長

佐藤委員、番号23番から32番まで承認することに決定いたしました。

次に、番号49番から53番までにつき審議いたします。議席番号11番、板垣委員、議事に参与できませんので、退席願います。

(11番 板垣栄一君退席)

石山会長

それでは、番号49番から53番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号49番から53番、承認することに決定いたしました。

(11番 板垣栄一君着席)

石山会長

板垣委員、番号49番から53番まで承認することに決定いたしました。

次に、議案番号72番につき審議いたしますので、議席番号6番、遠藤委員、議事に参与できませんので、退席願います。

(6番 遠藤俊樹君退席)

石山会長

議案番号72番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号72番、承認することに決定いたしました。

(6番 遠藤俊樹君着席)

石山会長

遠藤委員、番号72番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号77番から78番までについて審議いたします。18番、大倉委員、議事に参与できませんので、退席願います。

(18番 大倉 毅君退席)

石山会長

それでは、質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

しばらく質疑がありませんので、77番から78番、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号77番から78番、承認することに決定いたしました。

(18番 大倉 毅君着席)

石山会長

大倉委員、議案番号77番、78番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号88番、審議いたします。議席番号7番、斎藤委員、16番、加藤委員、19番、富樫委員は議事に参与できませんので、退席を願います。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君退席)

石山会長

それでは、議案番号88番、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号88番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君着席)

石山会長

議案番号88番につき承認することに決定しました。

次に、議案番号91番、98番につき審議いたします。議席番号7番、斎藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(7番 斎藤 博君退席)

石山会長

それでは、議案番号91番、98番、質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号91番、98番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君着席)

石山会長

議案番号91番、98番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号99番から110番まで、議長である私が議事に参与できませんので、議長を板垣職務代理に交代し、審議を願います。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、引き続き99番から110番までを審議いたします。質疑ある方はお願いいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようでありますので、99番から110番、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

それでは、承認することに決定いたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

石山会長、99番から110番まで承認いたしました。

石山会長

それでは、今ほど承認になった案件以外につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

質疑がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について、皆様方から。

石山会長

ないようであります。また時間、2時ちょっと回ったところですので、休憩しないで引き続きよろしいですか。

(はいの声あり)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後2時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年2月26日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員